

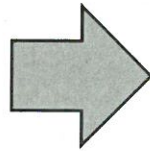
食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、28年熊本地震の被害を受けられた熊本県内に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギー**や**消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を販売する場合には、食品の近くにポップにより表示するなど、消費者への情報伝達に努めてください。
＜容器包装に表示がない食品の情報伝達方法＞

・梱包資材のみに表示
・表示事項を記載した紙を箱の中に同封

〔納品時の状態〕



・ポップによる表示
・個人に表示を手渡し

〔情報の伝達方法〕

〔問合せ先〕

○安全性に関する表示事項

(名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等)

有明保健所(0968-72-2184)

宇城保健所(0964-32-1147)

山鹿保健所(0968-44-4121)

八代保健所(0965-32-6121)

菊池保健所(0968-25-4155)

水俣保健所(0966-63-4104)

阿蘇保健所(0967-24-9035)

人吉保健所(0966-22-3107)

御船保健所(096-282-0016)

天草保健所(0969-23-0172)

熊本市保健所(096-364-3186)

熊本県健康危機管理課(096-333-2237)

○品質に関する表示事項

(名称、原材料名、内容量、産地等)

熊本県くらしの安全推進課(096-333-2293)

熊本市保健所(096-364-3186)